

兼業許可申請不許可処分取消等請求事件

原告

被告 東京都

証拠説明書 2

令和3年12月15日

東京地方裁判所裁判所 御中

原告訴訟代理人弁護士 竹内 明 美

同 船 戸 暖

号 証	標 目 (原本・写しの 別)	作 成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 7	メール (令和2 年7月14日 から7月30 日までの原告 と [REDACTED] とのメールの やりとりの抜 粋)	R2.7.14 ~ R2.7.30	原告、 [REDACTED] [REDACTED]	原告が、兼業許可申請に関する学校長との 相談の過程において、学校長から兼業の内 容や企画意図、報酬額等を明らかにするよ う求められ、企画書等の書面を [REDACTED] の担当者に作成してもらい、それを学校長 に提出したこと。

甲 8	出版に関する ご依頼書（元データ）	写し	R2. 7. 15	原告が、学校長に対し、兼業許可申請に至る経緯や仕事内容を明らかにする書面を提出したこと。 なお、本証拠は実際に提出した書面の元データを印刷したものであり、実際に提出した書面は日付部分が2020年7月15日付とされている。
甲 9	新刊企画書	写し	R2. 7. 27	原告が、学校長に対し、兼業に関する報酬額（印税額）、企画意図、対象読者や内容等を明らかにする企画書を提出したこと。
甲 1 0	出版に関する 質問のご回答	写し	R2. 7. 22	原告が、学校長に対し、兼業に関する書籍の発行部数、値段、印税率、原告の見込み報酬額、出版までのスケジュール及び実際に出版予定の漫画内容を明らかにするサンプルを記載した質問回答書を提出したこと。
甲 1 1	LINE（令和3年7月30日の原告と原告、のLINEのやりとりの抜粋）	写し	R2. 7. 30	原告が、令和3年7月30日、学校長に対し企画書（甲9）及び質問回答書（甲10）を提出したこと。学校長からは、兼業許可申請を了承する旨の回答とともに、サンプルとなる書面（甲12）を提示しながら、兼業申請に当たっては外部に出せる形の依頼書を作成して提出するよう指示があったこと。

甲 1 2	原稿執筆・編集 の依頼について (抄本)	写し	R2. 3. 18	訴外某出 版社	原告が、学校長から兼業許可申請時に作成・ 提出すべき依頼書のサンプルとして示され た書面の内容。
甲 1 3	メール (令和2 年7月31日 から8月6日 までの原告と [redacted]と のメールのや り取りの抜粋)	写し	R2. 7. 30 ～ R2. 8. 6	原告、[redacted] [redacted]	原告と担当者との依頼書作成に関するやり 取りの内容、経過。
甲 1 4	メール (令和2 年8月11日 から8月13 日までの原告 と [redacted] とのメールの やり取りの抜 粋)	写し	R2. 8. 11 ～ R2. 8. 13	原告、[redacted] [redacted]	原告と担当者との依頼書作成に関するやり 取りの内容、経過。

甲 1 5	メール（令和2年8月18日の原告と■■■■とのメールのやりとりの抜粋）	写し	R2.8.18	原告、■■■■	原告が、兼業申請時に添付する依頼書について、予定期間に関する修正指示を受けたこと。
甲 1 6	メール（令和2年8月25日の原告と■■■■とのメールのやりとりの抜粋）	写し	R2.8.25	原告、■■■■	原告が、令和3年8月25日に、兼業許可申請書とともに依頼書（甲17）を提出したこと。その際に、確認の必要な事項については問合せがある旨説明を受けたこと。
甲 1 7	原稿執筆の依頼について	写し	R2.8.18	■■■■	原告が、学校長の指示を受けて■■■■に作成してもらい、令和3年8月25日及び同年11月25日の兼業許可申請時に提出した依頼書の内容。 なお、甲3号証中に含まれる書面と同一のものである。

以上